

鳥栖市告示第32号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
その区域を表示した図面は、令和8年4月30日から令和8年5月13日まで鳥栖市役所建設部
維持管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年4月30日

鳥栖市長 向 門 慶 人

市道番号	路 線 名	起 点 終 点	変更前 後の別	延長(m)	幅員 (m)
631	下野・田出島線	下野町字上畑田1091番1地先	前	379.8	2.8 ~ 8.0
		下野町字五郎丸2117番1地先			
631	下野・田出島線	下野町字上畑田1091番1地先	後	334.3	2.8 ~ 8.0
		下野町字五郎丸2117番1地先			

鳥栖市告示第32号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、下記の通り道路の供用を開始する。

その区域を表示した図面は、令和8年4月30日から令和8年5月13日まで鳥栖市役所建設部
維持管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年4月30日

鳥栖市長 向 門 慶 人

市道番号	路 線 名	起 点 終 点	延長(m)	供用開始の期日
631	下野・田出島線	下野町字上畑田1091番1地先	334.3	令和8年4月30日
		下野町字五郎丸2117番1地先		